

福知山市入札監視委員会（令和4年度 第1回）議事概要

開催日時及び場所	令和4年7月15日（金） 午後2時00分～午後4時15分 市民交流プラザふくちやま3階 視聴覚室		
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>おぎの しんいち</small> 萩野 伸一（弁護士） 委員 <small>きくた まなみ</small> 菊田 学美（行政書士・特定社会保険労務士） 委員 <small>よしだ ちかくに</small> 吉田 周邦（公認会計士）		
議 事 概 要	1 報告事項 ・令和4年度業者受付状況等 2 議事 (1) 令和3年度下半期の入札・契約の実施状況について (2) 抽出工事に関する審議について (3) 次回抽出委員の選出 ・吉田委員を選出（五十音順で2名の持ち回り）		
審 議 対 象 期 間	令和3年10月 1日 ～ 令和4年 3月31日		
審 議 対 象 件 数	[工事]	147件	[委託役務業務] 10件
内 訳	公募型指名競争入札	0件	
	条件付一般競争入札	35件	
	指名競争入札	100件	
	随 意 契 約	12件	10件
抽 出 案 件 数		8件	1件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答		意見・質問	回 答 等
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>○1者随意契約を行う場合は、複数見積りを取るなど、見積徴取相手が1者に限定されるかどうかの確認をしたうえで実施されたい。</p> <p>○工事の設計積算にあたっては情報の共有や事前調査を十分に行い、変更契約を少なくするよう工夫されたい。</p> <p>○プロポーザル事業を実施される際には、その有効性を十分に確認したうえで、事業の実施方法について決定されたい。</p>		

別紙

「1 報告事項について」

意見・質問	回答等
○最低制限価格の見直しについて、他市町村はどのような状況か。	国交省が低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定基準の改正を行ったことに伴い福知山市でも改定を行った。他市町村についても国の指導に基づき順次対応を行っていると思われる。

「2 議事（1）令和3年度下半期の入札・契約の実施状況について」

意見・質問	回答等
○指名停止業者について、対象工事・業務の中に指名停止業者の関連会社と契約しているものはあるか。	上下水道部の案件番号 41 について、指名停止業者一覧に含まれる業者と契約している。この案件については、指名停止前に入札し、契約している。

「3 議事（2）抽出案件に関する審議について」

1 生環第709号 福知山市ごみ焼却施設ごみ焼却炉（1号炉）耐火物ほか改修工事

…随意契約

生環第704号 福知山市ごみ焼却施設ごみ焼却炉（2号炉）耐火物ほか改修工事

…随意契約

意見・質問	回答等
○入札方式に適さない理由と、随意契約ガイドラインに基づいた適用条文の確認、設計金額の妥当性について詳細に教えて欲しい。	<p>今回改修を行った設備はごみ焼却施設として、施設全体を本市専用に設計されたものである。今回はその一部分のみを改修するものであり、改修後の施設全体の性能を確保するため、当初の製造者が施工し試験調整を行う必要があった。</p> <p>適用条文については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」及び「福知山市財務規則の施行について（例規通達）第 4 第 5 項第 1 号」契約の目的が代替性のないものであるとき、としている。</p> <p>設計金額については、当初の製造者 1 者から参考見積を徴取し、積算基準に則った諸経費を計上し、予</p>

<p>○他社では施工できないのか、調査を行っているか。</p> <p>○1号炉改修工事について、解体くずが見込みより減となったとあるが、変更額は増となっている理由は何か。</p> <p>○製造者でなければ必ず出来ない改修なのか。</p> <p>○過去に複数者の見積を取った際に辞退されているので今回は1者のみ見積徴取を行ったとのことであったが、技術の進歩等環境も変化する中で、状況は必ずしも同じとは限らない。1者に限定する前に毎回複数者から見積徴取を行ってほしい。</p>	<p>定価格としている。</p> <p>過去に11者から見積徴取を行ったが、設備の部分改修を行う場合は、設備全体が適切に稼働しない場合の責任を取れないということで製造者以外は全て辞退された経緯がある。そのため今回は製造者1者からの見積とした。</p> <p>炉の耐火物を撤去したガラについては燃焼時の消耗等もあり想定より減となったが、施工時に判明した劣化による耐火物取替面積の増や機器の故障による交換が追加となっており、最終的には増額変更となった。</p> <p>焼却炉全てを交換するのであれば他社でも可能であるが、今回は焼却炉一部分の改修であるため、改修後の機器全体の保証を行う事が出来ないため1者に限定される。</p> <p>工事の合理性、有利性を考え、契約方法の検討を行っていききたい。</p>
--	--

- 2 水道工第17号 水道管路緊急改善事業 堀山第3配水系統配水管布設替工事(その1)
 …条件付一般競争入札
- 水道工第7号 水道管路緊急改善事業 堀山第3配水系統配水管布設替工事(その2)
 …条件付一般競争入札
- 水道工第8号 水道管路緊急改善事業 堀山第3配水系統配水管布設替工事(その3)
 …条件付一般競争入札
- 水道工第5号 水道管路緊急改善事業 堀山第3配水系統配水管推進工事
 …条件付一般競争入札
- 水道工第23号 堀山第3配水系統 配水管閉塞工事…指名競争入札

意見・質問	回答等
○工事着手後に判明した地中の支障物	設計段階で過去の資料から既設配管等の情報を調

<p>等の影響により配管経路や使用材料、交通誘導員の変更等を行っているが設計段階では分からなかったのか。</p> <p>○変更が発生しないような工夫はしているのか。金額の変更規模が大きくなると入札が適正に行われているのかどうかという部分についても疑問が生じる。</p> <p>○全国的にインフラの老朽化が危惧されているが、現在福知山市の水道事業において、耐震化も踏まえどのような改修計画があるか、金額規模も併せて教えて欲しい。</p> <p>○事前に他部署の情報も確認したとのことであったが、工事で想定外の管路等が発見された等の情報等を庁内で共有するシステムはあるのか。</p> <p>○地中の不明な部分について変更が発生するのは一定理解するが、入札時の競争性が適正に確保されるためには変更を減らす努力が必要である。今回土質が想定と異なったため工法を変更しているが、こういった部分や、地元調整による変更等については減らす努力をして欲しい。</p>	<p>査した上で設計を行っている。しかし実際に掘削を行った際に図面との相違があったため変更をする必要が生じた。変更額が大であることが今回の抽出理由となっているが、本工事では口径の大きな水道管の改修となっており 1m当りの施工金額も高額であるため変更額が大きくなった。交通誘導員については、施工内容の変更等に伴い増員した。</p> <p>設計時に出来る限りデータを収集し、設計に反映している。今回の推進工事では起点と終点 2 か所のボーリング調査を実施した。また、その設計が妥当であるのかを判断する為にも複数人で設計審査を行っている。しかし、地中部分の工事であるため全てを把握することは困難である。</p> <p>水道管については、現在約 100 kmが耐用年数を超えている。この部分についてアセットマネジメントを行い、1年当り約 6 km、合計 5 億円を目標に更新を行う計画である。</p> <p>インフラを担当する部門は上水道、下水道、道路管理者、河川管理者、農業施設管理者等に分かれているが、その情報を一元的に管理するシステムは現時点ではない。</p> <p>出来る限り調査を行った上で設計を行う。</p>
---	--

3 人権第20号 菟原下二総合会館改修工事…指名競争入札

意見・質問	回答等
○指名業者9者の内7者が辞退となっているがその理由は何か。	「工期内に完成出来ない。」「人員の配置が困難である。」の2点が辞退理由であった。第4四半期の発注であるため、年度内に完成するには工期が限られておりまた、繁忙期でもあったことが辞退の原因と考えられる。
○予定価格と同額で落札されているがその理由についてはどの様に考えているか。	本工事は予定価格が事前公表されている案件である。他に1者応札があったが最低制限価格未満で失格となっている。落札業者については、公表されている予定価格を上回る金額で応札した場合失格となる為、上限の価格であれば施工するとの意向であったと推察している。
○工期が短いことが辞退理由となっているが、発注時期を考慮し、工期を確保することは出来なかったのか。	本工事は、地域住民が利用する施設の改修である。そのため改修内容を地元自治会と協議をして決定する必要があるが、協議に時間を要し1月に発注することとなった。
○本件では最低制限価格を1千円下回ったため1者が失格となっている。その結果、約60万円高い金額で契約することになっており、制度については理解するが、市民感情としては、例外的な契約等が出来ないものかと感じる。	新型コロナウイルス感染症流行の影響もあり資材価格の高騰等で工事価格は全体的に値上がりしている。下請け業者への価格転化等のしわ寄せが起こらないよう、最低制限価格の設定については国土交通省から通知が出ており、一定基準を遵守する必要があると感じている。そのうえで、発注時期の調整等の指導を行い、応札辞退者を減らし競争性が確保されるよう努力したい。

4 文化・スポーツ振興課 福知山市「新温水プール」の建設・運営事業

…公募型プロポーザル方式

意見・質問	回答等
○応札業者が1者となっており比較対象がないが選考に支障はなかったか	事前に公開サウンディングにおいて5者程度から意見を伺っており、今回応札の有った業者は、現在も温水プールの運営をしており内容について確認しているため、選考時に支障はなかった。
○福知山市の支出はどの程度あるか。	土地の無償貸付けを行うのみで、財政的措置は行

<p>○業者が独自に行うという事か。</p> <p>○事業計画については検討をしたのか。</p> <p>○契約期間の終了後はどうなるのか。</p> <p>○本案件について、市直営で施設の建設を行わず、土地の無償貸付によって事業を実施するとした理由は何か。</p> <p>○事業破綻等のリスクについてはどう考えているのか。運営が出来なくなり市民サービスが低下したり、建物が解体されないまま返却されるリスクがあるのではないか。</p> <p>○事前調査の段階では数社が事業の実施が可能とされたが、実際の応募者が1者であった理由は何か。</p> <p>○20年間の運営契約期間についてどのように決定したのか。時代環境の変化を考えれば10年程度でチェックを掛ける必要があるのではないか。</p> <p>○本事業をプロポーザル方式で実施し</p>	<p>わない。</p> <p>温水プールの建設から運営まで独立採算で行う事を前提に事業者の募集を行った。</p> <p>プロポーザルを行った際に収支計画についても確認している。固定資産税の減免措置等の優遇要件は有る。建設後の運営については市民サービスの低下を防ぐため双方で協議を行うとしており、その上で、基本的に20年間運営を行う条件である。</p> <p>契約の延長については、双方協議のうえ継続可能としている。最終的に事業を終了する際には原状復旧し、土地を返還してもらう形となる。</p> <p>市の財政的な負担を軽減する為、土地を提供し、独立採算で施設の建設、運営を民間で実施することを検討した。ある種企業誘致的な手法と考えている。</p> <p>契約に則って事業が実施されることを基本としている。事業計画についてプロポーザルで確認し、申請書類の一部として運営事業支援表明という、同業他社による運営の支援を保証する書類も提出されている。</p> <p>独立採算での事業実施の可能性について、意見を徴収した際には可能・不可能双方の意見を頂戴した。その上で検討を行い、実現可能性が有るのであれば、最良の方法として今回の方式を採用した。プロポーザルの応募にあたって各事業者が採算等を検討した結果1者のみの応募となったと思われる。</p> <p>モニタリング等のチェックは必要であると考えている。建設費用も含めた契約となるため、その回収期間を考慮し、事業の運営期間を20年間と設定している。</p> <p>市有地を無償で提供し、一定条件を満たした形で</p>
--	--

た理由は何か。プロポーザル方式で募集を行った場合、市の責任が発生するが、企業誘致の形で、企業の責任で事業が実施された場合総てが企業の責任となるため、市にとっては有利になるのではないか。

○プロポーザル方式で事業者の選択をした場合、事業の継続について市の責任が生じる。民間事業者の実施する事業について市が運営を担保する形について疑問を感じる。

施設の建設・運営が実施される必要があるため、広く一般から公募し、条件を確認するプロポーザル形式による募集を行った。

現在市が所有している温水プールは、施設や設備が老朽化し修繕を繰り返している状況である。また、年間約 2600 万円の指定管理料が発生している。温水プールの建設には多額の費用が必要となり、すぐに建替えるのは難しい状況である。そういった状況を考慮し、市民サービスを低下させず、今後 20 年間の運営を実施すると考えたときに最も効果的な方法として本方式を採用した。